

2026年6月26日
九州電力株式会社**令和8年6月24日からの大雨により被災されたお客さまに対する
電気料金等の特別措置を実施します**

— 電気料金の支払期日の延長、不使用月または不使用日の電気料金の免除などを実施 —

令和8年6月24日からの大雨により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雨により、災害救助法が適用された市町村（令和8年6月24日以降、災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該市町村を含む）において、住居等に被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合には、電気料金等の特別措置を適用いたします。

I. 特別措置の対象市町村

災害救助法が適用された市町村

※対象市町村は、別紙を参照ください。

II. 特別措置の内容

1. 電気料金の支払期日の延長
2. 不使用月または不使用日の電気料金の免除
3. 工事費負担金等の免除
4. 基本料金の免除

※特別措置の内容は、別紙を参照ください。

III. 特別措置の申込み

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、最寄りの九電ネクスト営業所までお申し込みください。

※お問合せ先は、[当社ホームページ](#)を参照ください。

※お申し込み時には、お客さまの被災状況を確認するため、原則として、各自治体より発行される「り災証明書」等を提出していただきます。「り災証明書」等の発行につきましては、各自治体へご確認をお願いいたします。

以上